

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に  
該当すると認められる地域を記載した書類

平成30年1月

川 口 市

## 第 1 章 事業者の名称及び住所

### 1.1 事業者の名称及び代表者

(名 称) 川口市

(代表者) 川口市長 奥ノ木 信夫

### 1.2 主たる所在地

埼玉県川口市青木 2 丁目 1 番 1 号

## 第2章 対象事業の目的及び概要

### 2.1 対象事業の名称

#### (1) 名称

川口市戸塚環境センター施設整備事業

#### (2) 対象事業の種類

廃棄物処理施設の設置（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号）

### 2.2 対象事業の目的

川口市では、現在まで一般ごみを戸塚環境センター西棟（処理能力 300t/日）及び朝日環境センター（同 420t/日）の2施設で焼却処理している。このうち、戸塚環境センター西棟は、2つの焼却炉がそれぞれ平成2年及び平成6年に竣工し、平成22年度から平成24年度にかけて大規模改修工事を実施した。この工事は、施設の寿命を15年延長することを目標に実施したものであり、戸塚環境センター西棟の主要設備は、平成39年度前後に再び更新時期を迎える予定である。このため、川口市では、戸塚環境センター西棟に代わる一般ごみの処理施設として、現在廃炉となっている戸塚環境センター東棟を建て替えることにしたものである。

また、川口市のすべての粗大ごみの破碎選別処理を行っている戸塚環境センター粗大ごみ処理施設は、昭和50年に竣工してから40年以上が経過し、施設全体の老朽化が進んでいるため、戸塚環境センター粗大ごみ処理施設についても、併せて建て替えることにしたものである。

### 2.3 対象事業の概要

#### (1) 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域の住所は、以下に示す川口市戸塚環境センターであり、既存施設を含めた敷地面積は約5.2haである。

住所：埼玉県川口市大字藤兵衛新田290番地（戸塚環境センター）

(2) 対象事業の規模

既存施設及び新施設の規模等は、表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1 対象事業の規模等

項目		既存施設	新施設
ごみ焼却 処理施設	規模	300t/日 (150t/日×2 炉)	285t/日 (142.5t/日×2 炉 <sup>注)</sup> )
	稼働時間	24 時間稼働	24 時間稼働
粗大ごみ 処理施設	規模	75t/日	26t/日
	稼働時間	5 時間/日稼働	5 時間/日稼働

注) 新施設の炉数は 2 炉が有力であるが、現時点では未定であり、今後決定する予定である。

(3) 対象事業の実施期間

本事業に係る新施設供用までの全体工程は、表 2-2 に示すとおりである。

平成 32 年度まで環境影響評価の手続きを実施したのち、平成 33 年度～平成 34 年度に既存施設の排水処理施設及び煙突等の解体工事、平成 34 年度～平成 35 年度に新粗大ごみ処理施設の建設工事を実施し、平成 36 年度に新粗大ごみ処理施設を供用開始する計画である。

また、平成 36 年度～平成 38 年度に既存施設の東棟ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の解体工事、平成 37 年度～平成 39 年度に新ごみ焼却処理施設の建設工事を実施し、平成 40 年度に新ごみ焼却処理施設を供用開始する計画である。

なお、既存施設の西棟ごみ焼却処理施設は、川口市が有する 2 箇所のごみ焼却処理施設のうちの 1 つである朝日環境センターの大規模改修に伴い、同センターで焼却処理している一般ごみを受け入れるため、同センターの大規模改修が終了する平成 41 年度まで引き続き稼働する計画である。

表 2-2 全体工程

項目	平成 32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度
環境影響評価手続き	→										
既存施設（排水処理施設、煙突等）解体工事		←→									
新粗大ごみ処理施設の建設工事			←→								
新粗大ごみ処理施設の供用											→
既存施設（東棟ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設）の解体工事					←→						
新ごみ焼却処理施設の建設工事						←→					
新ごみ焼却処理施設の供用											→
既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）の稼働											→

注) 実施期間は、現在の予定であり、変更する可能性がある。

## 第3章 環境に影響を及ぼす地域

### 3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、埼玉県環境影響評価条例施行規則第三条の規定における「環境に影響を及ぼす地域に関する基準」に基づき、“対象事業が実施される区域の周囲3km以内の地域”を基準として設定するものとする。

### 3.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図3-1に示すとおり、以下の4市の一部が含まれる。

- ・埼玉県 川口市
- ・埼玉県 さいたま市
- ・埼玉県 草加市
- ・埼玉県 越谷市

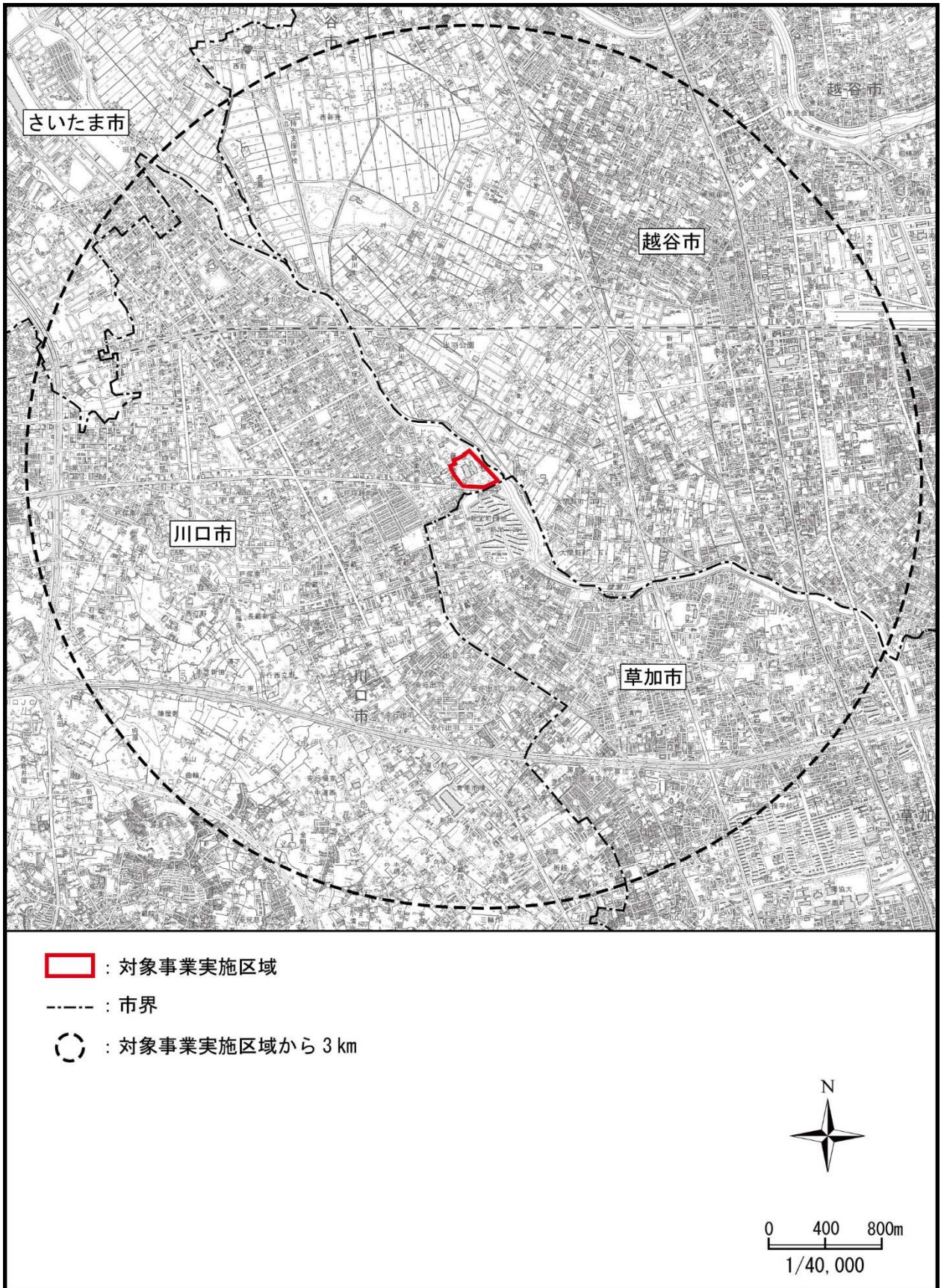


図 3-1 環境に影響を及ぼす地域

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。(承認番号 平 29 情複、第 1066 号) この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要がある。

本書は、再生紙を使用しています。